

見直しの概要（案）

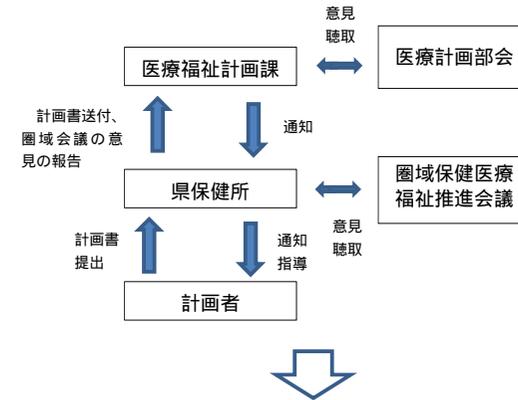
- 1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正
 - (1) これまで医療審議会等の審議事項とされてきた病床整備計画の審査について、審査基準を満たしている案件は報告事項とする。
 - (2) 病床過剰医療圏において、例外として整備可能とされてきた重症心身障害児（者）施設の病床に加え、新たに集中治療室（ICU）等の病床についても整備計画書の提出を認める。
- 2 医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正
 - (1) これまで医療審議会等の審議事項とされてきた有床診療所の病床整備計画の審査について、届出資格の基準を満たしている案件については、報告事項とする。
 - (2) 周産期医療の診療所を新設するときの届出基準を満たしているかどうかの確認方法について、これまでの「地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面の保持」を、「愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨の確約書の提出」に改める。

- 1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正
 - (1) 病床整備計画の取扱いについて

見直し内容

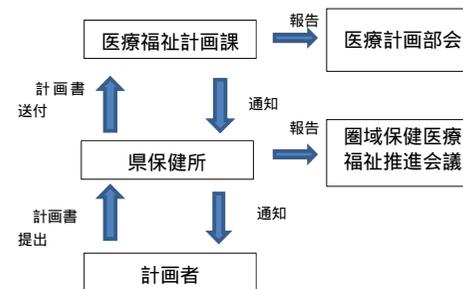
現 行	見直し内容
提出のあったすべての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会（医療計画部会）の意見を聴く。	
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要領第4に掲げられた審査基準を満たしていると判断される病床整備計画については県で処理し、結果を圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会へ報告する。 ・ 要領第4に掲げられた審査基準の適合に疑義がある場合等あるいは特定病床に係る病床整備計画については、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。

【現 行】

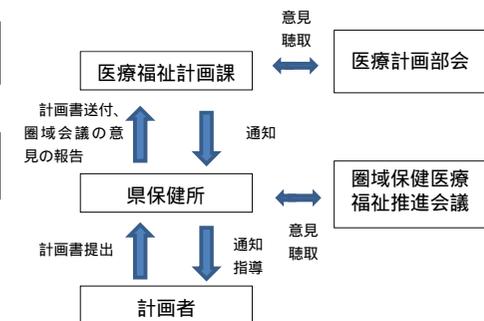


【改正後】

審査基準に適合している場合



審査基準の適合に疑義がある場合・特定病床



見直しの理由

事務の簡素化及び迅速化を図る。なお、医療法において、医療審議会への意見聴取が義務付けられているのは、病床過剰医療圏等における開設許可等の申請に対し、公的医療機関等への開設等許可の制限（第7条の2第6項）や、その他の医療機関への病床数の増加に対する勧告（30条の11）を行う場合とされている。

(参考)

審査基準（愛知県病院開設等許可事務取扱要領第4）

工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。

開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。

医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。

計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。

ただし、診療所の病床については、この基準のうち「及び」は適用しない。

許可の制限（医療法第7条の2第6項）

都道府県知事が、病床過剰医療圏等において公的医療機関等に増床等の許可を与えない処分をするとき、または、稼動していない病床の削減命令をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

勧告（医療法第30条の11）

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

(2) 病床過剰医療圏におけるICU等の増床について

見直し内容

現 行	医療型障害児入所施設及び療養介護を行う施設の病床は、審査基準等を満たしているものについては、病床過剰医療圏においても例外として病床を整備することができる。
見直し案	病床を整備することができるものとして、集中強化治療室、放射線治療病室、無菌病室、心疾患強化治療室、国の開設する病院（宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省所管）労災病院、独立行政法人自動車事故対策機構法に規定する施設である病院、職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法に基づく指定入院医療機関を追加する。

見直しの理由

地域主権改革第2次一括法による医療法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、病床数の補正の基準を条例で定めることとされたため、本県においては医療法施行条例を制定したが（平成24年12月21日施行）同条例では医療法施行規則第30条の33に定める基準により補正を行う旨を規定していることから（平成24年8月6日医療審議会です承）、要領もこの主旨に沿って見直しを行う。

(参考)

医療法施行規則第30条の33第1項

既存病床数及び病院開設や増床の許可申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおり定められている。

条項	病院・病床等の種類	補正基準
第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・国の開設する病院（宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省所管） ・労災病院 ・独立行政法人自動車事故対策機構法に規定する施設である病院 ・職域病院 ・医療型障害児入所施設、療養介護を行う施設 	当該病院の病床数×(本来の目的の利用者以外の者の数÷当該病院の利用者の数)=既存及び申請病床数として算定
第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・集中強化治療室 ・放射線治療病室 ・無菌病室 ・心疾患強化治療室 	当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床（バックベッド）が確保されている場合、算定しない。
第3号	介護老人保健施設	入所者定員に0.5を乗じた数を既存病床数に算定（経過措置により現在は原則算定対象外）
第4号	ハンセン病療養所	算定しない。
第5号	医療観察法に基づく指定入院医療機関	算定しない。

2 医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正

(1) 病床整備計画の取扱いについて

見直し内容

現 行	居宅、へき地、小児・周産期医療に係る診療所のすべての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> 要領第2及び第3に掲げられた留意事項を満たしていると判断される病床整備計画については県で処理し、結果を圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会へ報告する。 要領第2及び第3の留意事項の適合に疑義がある場合等は、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。

見直しの理由

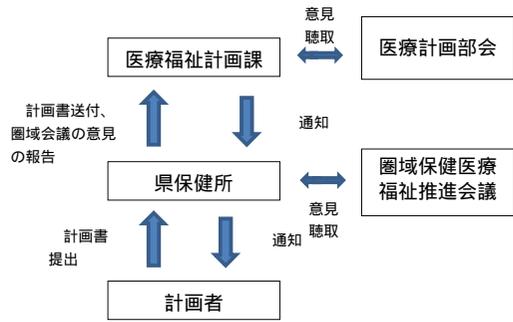
事務の簡素化及び迅速化を図る。なお、厚労省医政局長通知において、医療審議会で届出資格の基準を定めた場合は、届出資格者に該当しないと判断する場合以外は、医療審議会の議を経なくとも差し支えないとされている。

(参考)

届出基準（医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領）

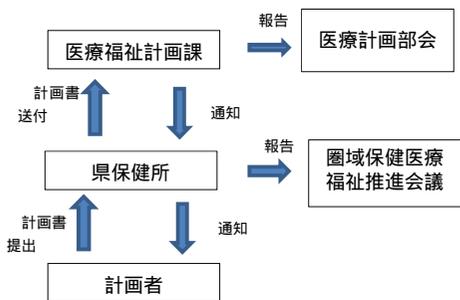
(医療法施行規則第1条の14第7項)	医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領 第2
(1号) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として 医療計画に記載 され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届出することが確実なこと)。 (2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。
(2号) へき地に設置される診療所として 医療計画に記載 され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	(1) 診療所新設の場合、当該診療所の新設により「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」が解消されること。 (2) 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」となること。
(3号) 前2号のほか、 小児医療、周産期医療 その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として 医療計画に記載 され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	<p>小児医療</p> <p>(1) 小児科又は小児外科を標榜すること。 (2) 小児科専門医(日本小児科学会認定)又は小児外科専門医(日本小児外科学会認定)の資格を有する者が管理者となること。</p> <p>周産期医療</p> <p>(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。</p>

【現 行】

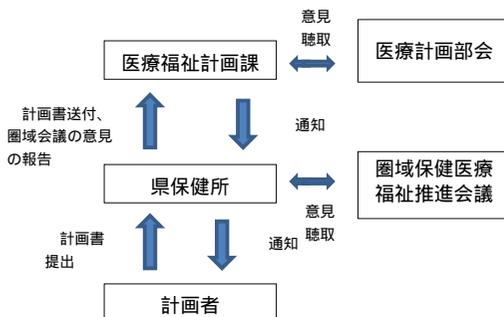


【改正案】

留意事項に適合している場合



留意事項の適合に疑義がある場合（現行どおり）



厚生労働省医政局長通知「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成18年12月27日)

第三 留意事項

1 (5) 医療計画に個々の診療所を記載するに当たっては、(1)から(3)までの診療所に該当するか否かを、必要とされる医療に関する地域の実状を踏まえて検討する必要があることから、都道府県医療審議会の議を経るものとする。なお、診療所一般病床設置の届出事務等が徒に遅滞することのないよう、都道府県医療審議会の部会の活用、都道府県医療審議会において(中略)診療所の基準を定め都道府県において届出資格の有無の審査を行う(ただし、届出資格者に該当しないと判断する場合には都道府県医療審議会の議を経ることとする)等の方法によることも差し支えない。

(2) 周産期医療の届出基準の確認方法について

見直し内容

現 行	新設の診療所の場合は、当該医療圏又は隣接する医療圏の地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面を保持していること。
見直し案	新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

見直し理由

地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面の保持について、県内の地域周産期母子医療センターから、診療所が開業する前に覚書を締結することや特定の診療所のみと覚書を交わすことは困難との意見が出されていることを踏まえ、既設の診療所の場合と同様に、愛知県周産期医療情報システムへの登録を要件とし、具体的にはシステム登録の確約書提出により対応する。

(参考) 既設の診療所における届出基準の確認方法

既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。